

令和7年度北九州市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
令和6年度	人 913,577	千円 621,430,401	千円 1,882,876	千円 111,880,669	% 18.0	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

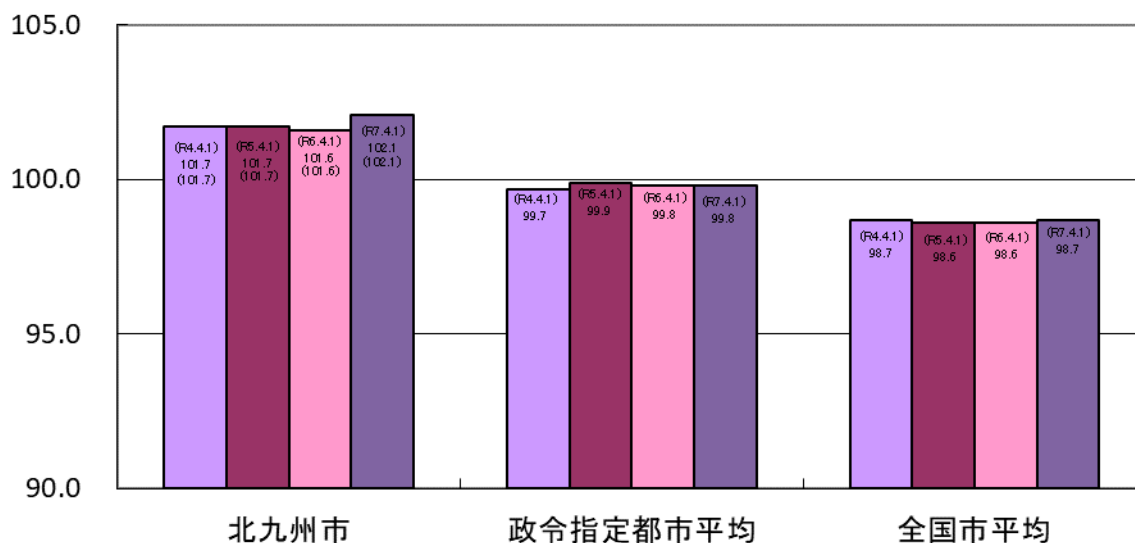
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 11,542	千円 48,368,585	千円 8,999,843	千円 19,938,872	千円 77,307,300	千円 6,698	千円 6,940

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡を図っており、また、諸手当についても、国に準拠しているところです。

その結果、ラスパイレス指数が100を超えていますが、本市職員の給与については、市内民間給与を踏まえた本市人事委員会の勧告や国及び他都市の動向等を踏まえながら、今後とも適正な水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 418,481	円 406,180	12,301円 (3.03%)	% 3.03	% 3.03	% 3.62

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	市職員の支 給月数 B	較差 A-B			
令和7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[未実施]

(給料表の改定実施時期) 検討中

(内容) 国の見直し内容を踏まえた上で、本市の給料表の構造や職員の在職実態等を勘案し、実施していない。引き続き、国や他の政令市の状況等を踏まえながら、必要な検討を行っていく。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準4%に対し、北九州市においても4%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は3%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
北九州市の支給割合	3%	3%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当等について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

通勤手当について、国の見直し内容及び本市の実情を踏まえ、見直しを実施。(令和8年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	45.9 歳	356,237 円	431,705 円	394,918 円
福岡県	41.7 歳	327,929 円	425,678 円	369,100 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
政令指定都市平均	41.9 歳	331,593 円	445,629 円	393,215 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当を除いたものです。

3 上記の(注)1及び2の内容は、以下の②教育職の「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」についても同様です。

② 教育職

	区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校	北九州市	41.0 歳	384,591 円	443,261 円
	福岡県	45.4 歳	376,617 円	440,383 円
	政令指定都市平均	42.7 歳	371,323 円	450,611 円
小・中学校	北九州市	40.6 歳	361,340 円	405,486 円
	福岡県	40.8 歳	355,414 円	409,143 円
	政令指定都市平均	40.2 歳	357,800 円	429,590 円

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	225,600 円	総合職（大卒） 230,000 円 一般職（大卒） 220,000 円
	高校卒	192,000 円	188,000 円	一般職（高卒） 188,000 円
高等学校教育職	大学卒	256,800 円	252,000 円	—
小・中学校教育職	大学卒	254,600 円	252,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	291,500 円	347,600 円	365,600 円	379,400 円
	高校卒	250,100 円	323,400 円	347,600 円	365,600 円
高等学校教育職	大学卒	330,000 円	393,200 円	412,300 円	420,000 円
小・中学校教育職	大学卒	326,000 円	384,800 円	399,400 円	408,800 円

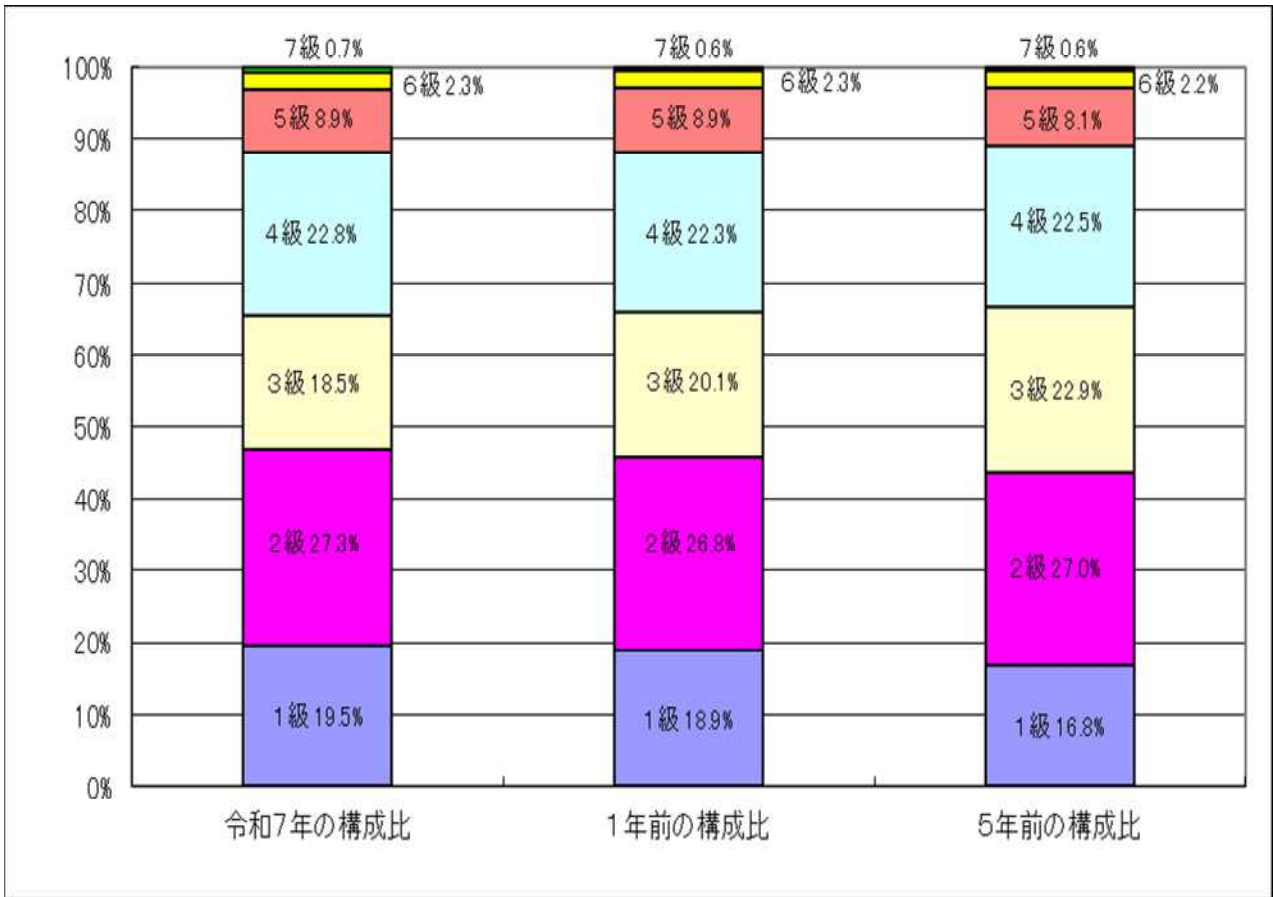
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

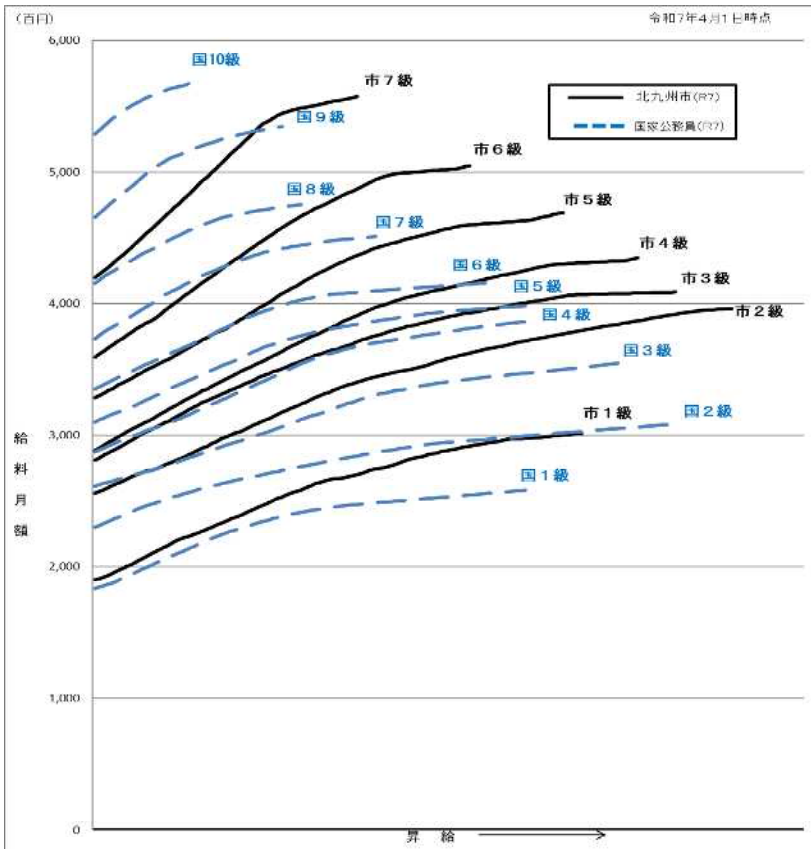
区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	係員	人 805	% 19.5	円 189,800	円 301,300
2 級	主任	人 1,124	% 27.3	円 255,700	円 396,000
3 級	主査	人 764	% 18.5	円 281,100	円 408,700
4 級	係長・指導主事	人 938	% 22.8	円 288,300	円 434,600
5 級	課長	人 367	% 8.9	円 328,500	円 469,200
6 級	部長	人 95	% 2.3	円 359,300	円 504,700
7 級	局長・区長	人 28	% 0.7	円 419,600	円 557,400

(注) 1 北九州市職員の給与に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく職務の級区分による職員数です。

2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和7年4月1日時点)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（北九州市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北九州市	福岡県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,726千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,731千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを「7.2%~23.5%」としています。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（北九州市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	なし (国を上回る割合としている場合、その理由) 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	
1人当たり 平均支給額 (令和6年度)	1,726千円	21,756千円			

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和7年3月31日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)			1,553,241 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)			133,681 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	11,503 人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	12 人	16%
東京都特別区	20%	23 人	20%
福岡市	9%	4 人	9%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

区 分	全 職 種
支給実績 (令和6年度決算)	299,964 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	85,144 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	30.3%
手当の種類 (手当数)	13 種類

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症予 防等業務 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に勤務する保健師 ・保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 ・保健環境研究所に勤務する一般技術員 ・職員 	(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき (2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき (3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき (4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき	1,426 千円	(1)の業務 日額 220 円 (2)の業務 日額 330 円 (3)の業務 日額 340 円 (4)の業務 日額 340 円
放射線取 扱手当	<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・診療エックス線技師 	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	49 千円	日額 360 円

児童相談等業務手当	子ども総合センターに勤務する職員	児童の福祉に関する相談、指導、一時保護等の業務に従事したとき	18,417 千円	日額 1,000 円
夜間特殊業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師 	<p>(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜(午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。)において行う業務に従事したとき</p> <p>(2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき</p>	47,633 千円	<p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1回につき 410 円</p> <p>(2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき 7,300 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1回につき 3,550 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1回につき 3,100 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1回につき 2,150 円</p> <p>上記(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とするとき管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、1回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道 1 キロメートル以上 5 キロメートル未満の職員 380 円</p> <p>(2) 通勤距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満の職員 760 円</p> <p>(3) 通勤距離が片道 10 キロメートル以上の職員 1,140 円</p>

<p>特殊現場 業務手当</p>	<p>職員</p>	<p>(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき</p> <p>(2) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業</p> <p>イ 測量作業又は公害立入検査</p> <p>ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査</p> <p>エ 消防吏員が、はしご車等を使用して高所において行う警防作業又は訓練</p> <p>オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務</p> <p>(3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p> <p>(4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 旅客等の海上輸送を行う業務</p> <p>イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務</p> <p>ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務</p>	<p>3,934 千円</p>	<p>(1)の業務 日額 240 円</p> <p>(2)の業務</p> <p>ア 監督に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>イ 作業等に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(3)の業務</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(4)の業務</p> <p>ア 日額 1,400 円</p> <p>イ 日額 460 円</p> <p>ウ 日額 280 円</p>
----------------------	-----------	--	-----------------	---

<p>災害応急 対策等業 務手当</p>	<p>職員</p>	<p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務の従事したとき</p>	<p>4,920 千円</p>	<p>従事した 1 日につき、1,080 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第 2 号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。 （1）午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事した場合 100 分の 50 （2）災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において従事した場合 100 分の 100</p>
<p>消防特殊 活動手当</p>	<p>消防吏員</p>	<p>(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき (2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき (3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき (4) 化学消防艇に乗船する消防吏員が、食料を必要とする航海に従事したとき</p>	<p>60,979 千円</p>	<p>(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円 (2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円) その他の消防吏員 1 件につき 190 円 (3)の業務 1 時間につき 310 円 (4)の業務 航海 1 回につき 460 円</p>

ヘリコプター操縦等手当	消防吏員	(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき (2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき (3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき	5,152 千円	(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円 2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円 1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円 1,000 時間未満 日額 2,200 円 (2)の業務 2 等航空整備士以上の 資格を有する消防 吏員 日額 2,100 円 3 等航空整備士の資 格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間に つき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円
国際緊急援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円
教育業務連絡指導手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	26,437 千円	日額 200 円

<p>教員特殊 業務手当</p>	<p>小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員</p>	<p>(1) 非常災害時の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急業務で児童、生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は児童若しくは生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき (4) 対外運動競技等において児童、生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき (5) 部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき (6) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき</p>	<p>129,933 千円</p>	<p>(1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 5,100 円 (4)の業務 日額 5,100 円 (5)の業務 日額 2,700 円 (6)の業務 日額 900 円</p>
<p>多学年学級担当 手当</p>	<p>小学校又は中学校の 2 つの学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員</p>	<p>当該学級における授業又は指導に従事したとき</p>	<p>187 千円</p>	<p>日額 290 円</p>
<p>夜間中学校指導業務 手当</p>	<p>北九州市立ひまわり中学校に勤務する教育職員</p>	<p>生徒に対する授業又は指導に従事したとき</p>	<p>896 千円</p>	<p>日額 700 円</p>

(注) 特殊勤務手当の支給実績（令和 6 年度決算）等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。

(5) 時間外勤務手当

令和5年度決算	支給実績	2,315,603千円
	職員1人当たり平均支給年額	398千円
令和6年度決算	支給実績	2,447,712千円
	職員1人当たり平均支給年額	413千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算及び令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300円～ 139,300円	千円 912,920	円 938,253
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額309,200円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 29,425	円 2,675,031
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 3,500円～ 10,000円	千円 1,247,227	円 299,598
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 886,514	円 293,433
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の	異なる	(国) ・通勤距離が片道2キロメートル以上の職員に支給	千円 1,030,162	円 110,485

	使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 12,448	円 829,867
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 75,047	円 99,400
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 2,500 円～12,000 円（6 時間を超える勤務は 100 分の 150 の割合を乗じて得た額）	千円 29,528	円 304,411
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 4,400 円	千円 117	円 116,600
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	高等学校、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に			千円 295,117	円 56,428

	対して、職務の級に応じ、2,000 円～8,000 円を支給				
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額合計に、3/100～22/100 を乗じて得た額を支給	同じ	—	— 千円	— 円
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から5年間は4%（5年に達した後の1年間は2%）を乗じて得た額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,107,000 円 (1,230,000 円)	(参考) 政令指定都市における最高/最低額	
			1,599,000 円 / 500,000 円	
	副 市 長	931,000 円 (980,000 円)	1,285,000 円 / 841,500 円	
報酬	議 長	1,002,800 円 (1,090,000 円)	1,179,000 円 / 786,000 円	
	副 議 長	901,600 円 (980,000 円)	1,061,000 円 / 707,000 円	
	議 員	809,600 円 (880,000 円)	953,000 円 / 648,000 円	
期末手当	市 長 副 市 長	(令和6年度支給割合)		
		6 月期 1.675 月分 1 2 月期 1.725 月分 計 3.40 月分		
	議 長 副 議 員	(令和6年度支給割合)		
		6 月期 1.675 月分 1 2 月期 1.725 月分 計 3.40 月分		
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0.45	26,568,000 円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.34	15,993,600 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。
- 2 令和5年4月1日から令和9年2月19日までの間、給料、地域手当及び期末手当を市長においては10%、副市長においては5%をそれぞれ減額して支給しています。
- 3 令和6年7月1日から令和9年2月19日までの間、報酬及び期末手当を議長、副議長及び議員においては8%減額して支給しています。
- 4 退職手当の「1期の手当額」は、令和6年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

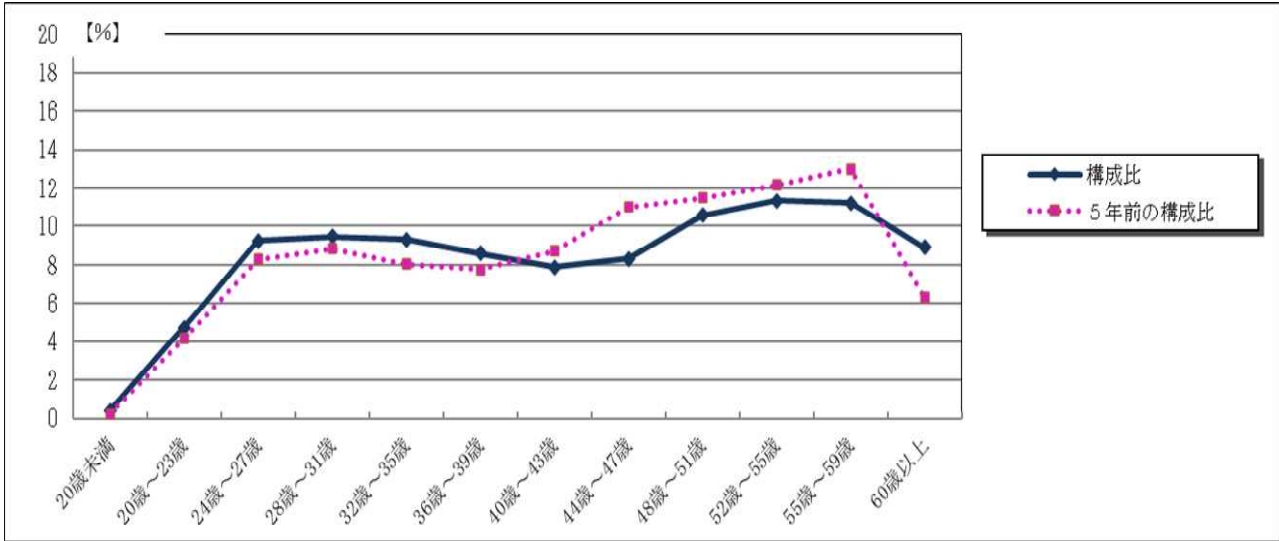
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一 般 行 政 部 門	議 会	26	31	5	
	総 務	1,002	1,021	19	区役所の機能強化等
	税 務	333	347	14	
	労 働	21	19	▲2	
	農 林 水 産	83	74	▲9	鳥獣被害対策における体制見直し等
	商 工	154	160	6	EV・半導体・宇宙産業等の推進等
	土 木	957	943	▲14	整備事務所の体制見直し等
	民 生	1,304	1,298	▲6	低所得世帯への給付金支給体制見直し等
	衛 生	777	779	2	
	計	4,657	4,672	15	<参考> 人口1万人当たり職員数51.14人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.60人)
特 別 行 政 部 門	教 育	5,867	5,869	2	
	消 防	988	1,001	13	
	計	6,855	6,870	15	
小	計	11,512	11,542	30	<参考> 人口1万人当たり職員数126.34人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 114.96人)
公 営 企 業 会 計 部 門 等	病 院	0	0	0	
	水 道	324	314	▲10	浄水所の体制見直し等
	交 通	64	65	1	
	下 水 道	138	140	2	
	そ の 他	316	280	▲36	
	計	842	799	▲43	
合	計	12,354 [12,910]	12,341 [12,910]	▲13 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数135.08人

(注) 1 [] 内は、条例定数の合計です。

2 「人口1万人当たり職員数」とは、令和7年4月1日現在の職員数を令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口で除し、1万を乗じたものです。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	53	586	1,141	1,168	1,148	1,061	973	1,028	1,303	1,399	1,382	1,099	12,341

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,677	4,705	4,713	4,681	4,657	4,672	▲5 (▲0.1%)
教育	5,376	5,908	5,850	5,878	5,867	5,869	493 (9.2%)
消防	1,001	1,003	1,001	996	988	1,001	0 (0%)
普通会計計	11,054	11,616	11,564	11,555	11,512	11,542	488 (4.4%)
公営企業等会計計	866	860	831	834	842	799	▲67 (▲7.7%)
総合計	11,920	12,476	12,395	12,389	12,354	12,341	421 (3.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

①職員給与費の状況（令和6年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 19,571,234	千円 ▲818,264	千円 2,580,802	% 13.2	% 12.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 379,428 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 313	千円 1,340,751	千円 269,739	千円 568,256	千円 2,178,746	千円 6,961	千円 6,856

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	45.0歳	351,888円	555,932円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,738千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,726千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

(注) 1 () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

上水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	なし （国を上回る割合としている場合、その理由） 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。		調整率	なし （国を上回る割合としている場合、その理由） 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）	
1人当たり 平均支給額 （令和6年度）	10,803千円	22,372千円	1人当たり 平均支給額 （令和6年度）	1,726千円	21,756千円千円

（注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和7年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	43,605千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	145,349円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	300人	3%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（令和6年度決算）		2,477千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）		36,425円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和6年度）		21.5%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価

<p>特殊現場業務 手当</p>	<p>職員</p>	<p>(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	<p>242 千円</p>	<p>(1)の業務 日額 150 円</p> <p>(2)の業務 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p>
----------------------	-----------	---	---------------	---

災害応急対策等業務手当	職員	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務の従事したとき	489 千円	従事した 1 日につき 1,080 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第 2 号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 (1) 午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事した場合 100 分の 50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100 分の 100
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	1,746 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

オ 時間外勤務手当

令和 5 年度決算	支給実績	70,462 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	236 千円
令和 6 年度決算	支給実績	72,040 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	233 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算及び令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和7年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 24,470	円 1,112,291
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 50,916	円 303,071
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 26,989	円 303,251
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 40,215	円 150,618
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 5,526	円 153,512
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 142	円 47,167
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(2) 工業用水道事業

①職員給与費の状況（令和 6 年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和 6 年 度	千円 1,535,713	千円 280,494	千円 239,249	% 15.6	% 13.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 5,176 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 23	千円 94,818	千円 21,923	千円 39,527	千円 156,268	千円 6,794	千円 6,964

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	46.0歳	337,835円	535,204円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,581千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,726千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	期末手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

工業用水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率） 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.709月分	応募認定・定年 26.1682月分 33.96105月分 47.709月分 47.709月分	（支給率） 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額	自己都合 19.6695月分 28.0395月分 39.7575月分 47.709月分	応募認定・定年 26.1682月分 33.96105月分 47.709月分 47.709月分
調整率 （国を上回る割合としている場合、その理由） 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。			調整率 なし （国を上回る割合としている場合、その理由） 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		
1人当たり 平均支給額 （令和6年度）	20,753千円	18,662千円	1人当たり 平均支給額 （令和6年度）	1,726千円	21,756千円

- （注） 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
- 3 令和7年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,964千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		141,163円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	21人	3%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

区分		全職種		
支給実績（令和6年度決算）		733千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）		56,393円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和6年度）		56.5%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
		(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下同じ。）又は40度		(1)の業務 日額150円 (2)の業務 日額190円 (3)の業務

<p>特殊現場業務 手当</p>	<p>職員</p>	<p>以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	<p>9千円</p>	<p>監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル以上のとき 日額300円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額140円 高さが20メートル以上のとき 日額200円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額220円 高さが20メートル以上のとき 日額320円 (4)の業務 暗渠内直径が1.5メートル未満のとき 日額380円 暗渠内直径が1.5メートル以上のとき 日額310円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が1.5メートル未満のとき 日額380円 下水道管渠内の直径が1.5メートル以上のとき 日額310円</p>
----------------------	-----------	---	------------	--

<p>災害応急対策等業務手当</p>	<p>職員</p>	<p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務の従事したとき</p>	<p>16 千円</p>	<p>従事した 1 日につき 1,080 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第 2 号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 (1) 午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事した場合 100 分の 50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100 分の 100</p>
<p>夜間特殊業務手当</p>	<p>浄水所に勤務する職員</p>	<p>正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき</p>	<p>708 千円</p>	<p>深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円</p>

オ 時間外勤務手当

令和5年度決算	支給実績	7,305千円
	職員1人当たり平均支給年額	304千円
令和6年度決算	支給実績	7,013千円
	職員1人当たり平均支給年額	292千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算及び令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 3,992	円 307,077
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 1,915	円 239,313
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 2,154	円 97,922
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離	同じ	—	千円 —	円 —

	離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額 × 0.25 の額を支給	同じ	—	千円 2,320	円 193,357
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じて、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況（令和6年度決算）

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和6年度	千円 26,176,031	千円 ▲727,829	千円 989,966	% 3.8	% 3.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 416,572 千円は含みません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 145	千円 607,703	千円 111,789	千円 261,532	千円 981,024	千円 6,766	千円 6,978

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	42.9歳	349,429円	549,042円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,795千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,726千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	期末手当 2.10月分 (1.00)月分	勤勉手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 8~25%	

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

下水道事業			北九州市（普通会計関係）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	なし （国を上回る割合としている場合、その理由） 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。		調整率	なし （国を上回る割合としている場合、その理由） 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （45%以内加算）	
1人当たり 平均支給額 （令和6年度）	—	21,599千円	1人当たり 平均支給額 （令和6年度）	1,726千円	21,756千円

- （注）1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。
- 3 令和7年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	19,926千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	149,821円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
北九州市	3%	133人	3%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

区分		全職種		
支給実績（令和6年度決算）		333千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）		66,604円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （令和6年度）		3.4%		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所。以下	14千円	(1)の業務 日額150円 (2)の業務 日額190円

		<p>同じ。)又は40度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	<p>(3)の業務 監督に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額120円 高さが20メートル以上のとき 日額180円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額200円 高さが20メートル以上のとき 日額300円 作業等に従事する職員 1日の従事時間が4時間未満の場合 高さが20メートル未満のとき 日額140円 高さが20メートル以上のとき 日額200円 1日の従事時間が4時間以上の場合 高さが20メートル未満のとき 日額220円 高さが20メートル以上のとき 日額320円 (4)の業務 暗渠内直径が1.5メートル未満のとき 日額380円 暗渠内直径が1.5メートル以上のとき 日額310円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が1.5メートル未満のとき 日額380円 下水道管渠内の直径が1.5メートル以上のとき 日額310円</p>
--	--	--	--

災害応急対策等 業務手当	職員	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務の従事したとき	319 千円	従事した 1 日につき 1,080 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第 2 号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 (1) 午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事した場合 100 分の 50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100 分の 100
-----------------	----	--	--------	--

オ 時間外勤務手当

令和 5 年度決算	支 給 実 績	30,464 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	222 千円
令和 6 年度決算	支 給 実 績	25,612 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	199 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算及び令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 11,513	円 1,046,618
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 23,930	円 288,309
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 10,876	円 302,116
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対して、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 17,392	円 161,036
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時	同じ	—	千円 —	円 —

	間当たりの給与額×0.25の額を支給				
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 51	円 10,200
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(4) 交通事業

①職員給与費の状況（令和6年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年 度	千円 2,058,857	千円 10,801	千円 1,284,182	% 62.4	% 62.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年 度	人 66	千円 250,470	千円 93,912	千円 77,363	千円 421,745	千円 6,390	千円 7,045

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	48.6歳	311,193円	545,388円

（注） 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

（うちバス事業運転手）

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	50.3歳	38人	267,295円	378,061円	297,828円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	A/B
北九州市	バス運転者	55.3歳	321,800円	1.17

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
北九州市	5,901,630円	4,661,000円	1.27

- （注） 1 民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）のデータを使用しています。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 バス運転者の「平均月収額」は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与月額」に「年間賞与その他特別給与額」を12で除した額を加えた試算値です。
- 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額、平均月収額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値、民間においては「年間賞与その他特別給与額」を加えた試算値です。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,172千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,726千円	
（令和6年度支給割合）		（令和6年度支給割合）	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	期末手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	期末手当 2.10月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

交通事業			北九州市 (普通会計関係)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
調整率	なし		調整率	なし	
(国を上回る割合としている場合、その理由)	本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。		(国を上回る割合としている場合、その理由)	本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率としているため。	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	
1人当たり 平均支給額 (令和6年度)	—	3,960千円	1人当たり 平均支給額 (令和6年度)	1,726千円	21,756千円

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和7年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		8,379千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		126,955円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
北九州市	3%	66人	3%

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

区分		全職種		
支給実績 (令和6年度決算)		849千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		25,741円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		50.0%		
手当の種類 (手当数)		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価

待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	291 千円	運輸主任 1 時間につき 150 円 それ以外の職員 1 時間につき 140 円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで）において業務に従事したとき	553 千円	深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 勤務 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 勤務 1 回につき 410 円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1 日の運行距離が 350 キロメートルを超える乗務に従事したとき	6 千円	1 日の運行距離が 350 キロメートルを超え 470 キロメートル以下のとき 日額 690 円 470 キロメートルを超え 570 キロメートル以下のとき 日額 1,030 円 570 キロメートルを超えるとき 1 日につき 1,030 円に 570 キロメートルを超える 50 キロメートルごとに 1,000 円を加算した額
災害応急対策等業務手当	職員	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したとき	千円 —	従事した 1 日につき 1,080 円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする（同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第 2 号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。）。 (1) 午後 6 時から翌日の午前 6 時までの間において業務に従事した場合 100 分の 50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁

				止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100 分の 100
--	--	--	--	---

オ 時間外勤務手当

令和 5 年度決算	支給実績	46,819 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	794 千円
令和 6 年度決算	支給実績	48,432 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	781 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 5 年度決算及び令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 5,942	円 1,188,400
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1 人につき 4,000 円～10,000 円を支給	同じ	—	千円 12,578	円 299,476
住居手当	借家・借間等に居住し月額 16,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 28,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,813	円 272,357
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	同じ	—	千円 6,902	円 107,844

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 2,000 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 113	円 22,600
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(5) 公営競技事業

①職員給与費の状況（令和 6 年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6 年 度	千円 173,811,320	千円 13,037,938	千円 452,793	% 0.3	% 0.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は、ありません。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 政令指定 都市平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
令和6年度	人 40	千円 170,627	千円 52,385	千円 72,641	千円 295,653	千円 7,391	千円 —

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含んでいますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

②職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
公営競技事業	44.4歳	358,858円	702,097円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

公営競技事業		北九州市（普通会計関係）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,816千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,726千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%	

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

公営競技事業			北九州市（普通会計関係）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.1682月分	勤続20年	19.6695月分	26.1682月分
勤続25年	28.0395月分	33.96105月分	勤続25年	28.0395月分	33.96105月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分

調整率 (国を上回る割合としている場合、その理由) 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率として いるため。	なし	調整率 (国を上回る割合としている場合、その理由) 本市の支給率は、国の調整率を鑑みた率とし ているため。	なし
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)
1人当たり 平均支給額 (令和6年度)	—	24,713千円	1人当たり 平均支給額 (令和6年度)
			1,726千円
			21,756千円

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

3 令和7年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	5,690千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	142,251円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
北九州市	3%	40人	3%

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

区分	全職種			
支給実績 (令和6年度決算)	13千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	6,480円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	5.0%			
手当の種類 (手当数)	1種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急対策 等業務手当	職員	災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務の従事したとき	13千円	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする (同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。) (1) 午後6時から翌日の午前

				6時までの間において業務に従事した場合 100分の50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100
--	--	--	--	--

オ 時間外勤務手当

令和5年度決算	支給実績	22,080千円
	職員1人当たり平均支給年額	631千円
令和6年度決算	支給実績	27,753千円
	職員1人当たり平均支給年額	793千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算及び令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 6,792	円 1,132,000
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき4,000円～10,000円を支給	同じ	—	千円 5,823	円 309,707
住居手当	借家・借間等に居住し月額16,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限28,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,238	円 330,378

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 4,507	円 125,541
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員のうち、課長級以上の職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき2,000円～18,000円を支給	同じ	—	千円 750	円 326,070
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円(勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円)を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —